

令和3年第11回美唄市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年11月26日（金）午前9時30分～午前9時47分
- 2 開催場所 美唄市役所市長会議室
- 3 出席委員 19名
会長 19番 今田邦彦
会長職務代理 18番 畑雄二
委員 1番 澁谷英昭 2番 白木義一
3番 森良明 4番 太田秀樹
5番 貞廣樹良 6番 鈴木孝典
7番 高橋修 8番 吉田彰
9番 長谷川彰徳 10番 赤澤良一
11番 柏葉政良 12番 岩間秀一
13番 中澤裕幸 14番 齊藤良平
15番 峯崎光行 16番 田中政幸
17番 伊藤貢三

欠席委員（0名）

- 4 説明員 水上事務局長・佐藤事務局次長・山下農業振興係長
- 5 議事日程
 - 第1 会議録署名委員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 諸般報告
 - 第4 報告第10号 現況証明書交付報告の件
 - 第5 議案第31号 現況証明願の件
 - 第6 議案第32号 農地法第3条第1項の規定による許可の件
 - 第7 議案第33号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件
 - 第8 議案第34号 農用地の買入協議要請の件

令和3年第11回農業委員会総会

- 議長 　　ただいまより、令和3年第11回美唄市農業委員会総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。
- 日程の第1、会議録署名委員の指名を行います。
- 会議録署名委員は、議席番号16番田中政幸委員、17番伊藤貢三委員を指名いたします。
- つぎに、日程の第2、会期の決定であります。今期総会の会期は、本日1日と致したいと存じますが、これにご異議ございませんか。
- 委員 　　（なしの声）
- 議長 　　ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日とすることに決定をいたします。
- つぎに、日程の第3、諸般報告に入ります。諸般報告については、記載のとおり朗読を省略いたします。
- ご質問ございませんか。
- 委員 　　（なしの声）
- 議長 　　ないようでございますので、これをもって諸般報告を終わります。
- つぎに、日程の第4、報告第10号、現況証明書交付報告の件を議題といたします。事務局から説明を求めます。
- 佐藤次長　　ただいま議題となりました報告第10号現況証明書交付報告の件についてご説明いたします。このことについて、事務局において現地調査を実施した結果、証明することが適当と認めたため、美唄市現況証明取扱要領第3・5の（2）により、会長専決として証明したので報告するものです。
- （議案朗読省略）
- 確認事項としまして、1番は昭和47年11月24日に5条転用許可を受けていますので令和3年10月29日付けで証明書を交付、2番は昭和47年8月21日に5条転用許可を受けていますので令和3年11月11日付けで証明書を交付したので報告します。なお、調査場所につきましては、報告第10号資料のとおりとなっております。以上で説明を終わります。
- 議長 　　ただいま、事務局から説明があった現況証明書交付報告の

		件について、質疑を行います。これに、ご質問ございませんか。
委員	議長	(なしの声)
議	長	ないようでございますので、報告のとおり承認することに決定をいたします。
		つぎに、日程の第5、議案第31号、現況証明願の件を議題といたします。事務局から説明を求めます。
佐藤次長		ただいま議題となりました議案第31号現況証明願の件についてご説明いたします。このことについて、証明の可否について審議を求めるものです。調査員につきましては、柏葉委員を主任とする、岩間委員、中澤委員の3名により11月11日に現地調査を行いました。
		申請理由は全て地目変更登記のためです。
		(議案朗読省略)
		なお、調査場所につきましては議案第31号資料のとおりとなっております。以上で説明を終わります。
議	長	事務局の説明が終わりましたので、調査経過等について、柏葉委員から説明願います。
柏葉委員		申請に基づき、11月11日に岩間委員、中澤委員、私の3名で現地調査を行いました。1番は住宅地にあり長年耕作している状況になく、2番も雑草が生い茂り長年耕作している状況になく、周囲の状況から農地に復元しても継続して利用する見込みがないため、農地・採草放牧地以外と判断しました。
議	長	ただいま、説明のあった現況証明願の件について、質疑を行います。これに、ご異議ございませんか。
委員	議長	(なしの声)
議	長	ご異議なしと認めます。よって、本件のとおり、証明することに決定をいたします。
		つぎに、日程の第6、議案第32号、農地法第3条第1項の規定による許可の件を議題といたします。
		事務局から説明を求めます。
山下係長		ただいま議題となりました議案第32号農地法第3条第1項の規定による許可の件について、ご説明いたします。これは、当事者が農地または採草放牧地について、所有権移転または権利の設定をする場合には、農業委員会の許可を受けな

		ければならないこととなっていることから、その許可の可否について審議を求めるものです。 (議案朗読省略) なお、別添調査書のとおり農地法第3条第2項の各号に係る不許可要件には該当しないものです。場所につきましては、議案第32号資料のとおりとなっております。以上で説明を終わります。
議 長		ただいま事務局から説明があった農地法第3条第1項の規定による許可の件について質疑を行います。
委 員		これに、ご異議ございませんか。
議 長		(なしの声) ご異議なしと認めます。 よって、原案のとおり許可することに決定をいたします。 つぎに、日程の第7、議案第33号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。なお、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限に該当する案件がございます。番号1番の審議を行いますので、田中委員は審議が終了するまで、一時退席をお願いします。少々お待ちください。 (田中 政幸委員 一時退席)
佐藤次長		事務局から番号1番について、説明を求めます。 ただいま議題となりました議案第33号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、美唄市より決定の求められた別紙の農用地利用集積計画について、議決を求めるものです。番号1番についてご説明いたします。利用権の設定の種類は所有権移転です。 (議案朗読省略) なお、個人が利用権の設定等を受けるものであり、21ページ別添2調査書のとおり農用地利用集積計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。場所につきましては、議案第33号資料1番のとおりとなっております。また、農用地利用集積計画の公告の時期につきましては11月26日を予定しております。以上で説明を終わります。

議 長	ただいま事務局から説明があつた農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号 1 番の質疑を行います。 これに、ご異議ございませんか。 (なしの声) ご異議なしと認めます。 よって原案のとおり決定をいたします。少々お待ちください。 (田中 政幸委員 着席) 引き続き、番号 2 番の審議を行いますので、澁谷委員は審議が終了するまで、一時退席をお願いします。少々お待ちください。 (澁谷英昭委員 一時退席) 事務局から番号 2 番について、説明を求めます。
佐藤次長	番号 2 番についてご説明いたします。利用権の設定の種類は賃借権設定です。 (議案朗読省略) なお、個人が利用権の設定等を受けるものであり、21 ページ別添 2 調査書のとおり農用地利用集積計画は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。場所につきましては、議案第 33 号資料 2 番のとおりとなっております。また、農用地利用集積計画の公告の時期につきましては 11 月 26 日を予定しております。以上で説明を終わります。
議 長	ただいま事務局から説明があつた農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号 2 番の質疑を行います。 これに、ご異議ございませんか。 (なしの声) ご異議なしと認めます。 よって原案のとおり決定をいたします。少々お待ちください。 (澁谷英昭委員 着席) 引き続き、事務局から番号 1 番、2 番以外について、説明を求めます。
佐藤次長	番号 1 番、2 番以外についてご説明いたします。利用権の設定の

種類は3番、4番は所有権移転、5番から14番は賃借権設定です。

(議案朗読省略)

なお、3番は北海道農業公社が利用権の設定等を受けるものであり20ページ別添1調査書、4番から12番、14番は個人が利用権の設定等を受けるものであり21ページ別添2調査書、13番は法人が利用権の設定等を受けるものであり22ページ別添3調査書、以上のとおり農用地利用集積計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。場所につきましては、議案第33号資料のとおりとなっております。また、農用地利用集積計画の公告の時期につきましては、11月26日を予定しております。以上で説明を終わります。

議長 ただいま、事務局から説明があった農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号1番、2番以外について、質疑を行います。

これに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって原案のとおり決定をいたします。

つぎに、日程の第8、議案第34号、農用地の買入協議要請の件を議題といたします。事務局から、説明を求めます。

佐藤次長 ただいま議題となりました、議案第34号農用地の買入協議要請の件についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づき、次の通り申し出のあった、農用地の買入協議要請の可否について審議を求めるものです。

(議案朗読省略)

以上、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を図るため、北海道農業公社による買入が特に必要と認めたため、市に対し買入協議を行うよう要請するものです。なお、場所につきましては、議案第34号資料のとおりとなっております。以上で説明を終わります。

議長 ただいま、事務局から説明のあった農用地の買入協議要請の件について質疑を行います。

これに、ご異議ございませんか。

委員 議長	(なしの声) ご異議なしと認めます。 よって、原案の通り要請することで決定をいたします。 以上をもちまして、第11回農業委員会総会は閉会いたします。ご苦労様でした。
----------	---